

## 憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

### 第15回 裁判所と違憲審査権（1）

#### 1. 憲法保障制度としての違憲審査制

- ・ 憲法の最高法規性が違憲的な権力行使によって侵されうるとき、または侵されたとき、それを防止し、または是正するための装置を憲法秩序に内蔵しておく必要がある。
- ・ 憲法自身に内蔵している憲法保障制度としては、憲法の最高法規性の宣言（98条）、公務員の憲法尊重擁護義務（99条）、権力分立制（41条、65条、76条）、憲法の硬性性（96条）などがあるが、その1つとして、違憲審査制が位置づけられる。
- ・ 超憲法的な根拠によって認められる憲法保障制度として、抵抗権（国家権力が人間の尊厳を侵すような状況において、自らの人間の尊厳を確保するため、国民が、実定法上の義務を拒否しうる権利）と、国家緊急権（平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的憲法秩序を一時停止して、必要な措置を講じる権限）を認めうるか否かについて、議論が分かれている。
- ・ 裁判所は、司法権のほかに、法令や行政処分の憲法適合性を審査する権能をもつ（81条）。違憲審査権は、司法権の範囲内で行使できる。

#### 2. 違憲審査権の性格・主体・対象

- ・ わが国では、違憲審査は、具体的な争訟において、当該事件の解決に必要な限りで行われるものであり、抽象的に法令の効力を裁判で争うことはできない（警察予備隊違憲訴訟最高裁判決（最大判昭和27年10月8日民集6巻9号783頁））。
- ・ 違憲審査権の性格は、違憲審査をどのような機関が担うべきかや、違憲審査の目的をどのようにとらえるのかといった問題とも連関する。
- ・ 81条の規定によれば、違憲審査権が最高裁判所のみを与えられているようにも見えるが、下級裁判所も、事件の解決に必要な限りで、違憲審査権を行使しうる（食糧管理法事件最高裁判決（最大判昭和25年2月1日刑集4巻2号73頁））。

- ・ 81条の規定によれば、「一切の法律、命令、規則又は処分」が違憲審査の対象とされており、条約はそこには挙げられていない。形式的効力において条約が憲法に優位すると解すれば、そもそも条約の違憲審査の可否は問題とならない。憲法が優位すると解すれば、条約の違憲審査の可否が問題となる（この場合、条約の国内法的側面について、違憲審査の対象となりうるものが、砂川事件最高裁判決（最大判昭和34年12月16日刑集13巻13号3225頁）によって示されている）。
- ・ 国が私人と対等の立場で行った土地の取得のような私法行為は、「国務に関するその他の行為」（98条1項）に該当しないため、公権力の行使と同視しうる特段の事情がない限り、直接には違憲審査の対象とはならない（百里基地訴訟最高裁判決（最判平成元年6月20日民集43巻6号385頁））。

## Quiz

Q15-1 憲法保障に関する次のアからエまでの各記述について、明らかに誤っているもの二つの組合せを、後記1から6までの中から選びなさい。

- ア. 重大な人権侵害等の国家の圧政に対しては、合法的な救済手段が尽きてもなお抵抗する権利が存在するとの考えは、市民革命期に大きな影響力を持った。ただし、実定憲法によって人権保障のための諸制度が整備された段階では、抵抗権の主たる意義は、立憲主義を支える基本理念であることに求められる。
- イ. 付随的違憲審査制は、個人の権利保護を主たる目的とする私権保障型の憲法裁判制度であり、客観的な憲法秩序の保障を主目的とする抽象的違憲審査制とは制度趣旨が異なる。したがって、付随的違憲審査制の訴訟で主張できるのは、訴訟当事者の権利に限られる。
- ウ. 憲法は基本的に国家権力を拘束する規範であるが、国民の中で憲法に敵対的な民意が形成されると、国家権力に憲法を遵守させることが困難になる。それゆえ、憲法の基本的価値に反する表現活動等の自由は認めるべきではないとの考え方が成り立ち、日本国憲法もこのような立場を採用している。
- エ. 国家緊急権を肯定する立場によれば、戦争・内乱や大規模な自然災害といった非常事態の際には、国家の存立を維持するために憲法秩序を一時停止することが可能である。ただし、日本国憲法が国家緊急権について規定していないことは、立憲主義に対する例外を認めることへの慎重な姿勢を示している。

1. アとイ    2. アとウ    3. アとエ    4. イとウ    5. イとエ    6. ウとエ

(平成21年司法試験)

Q15-2 違憲審査権に関する次のア～オの記述のうち、判例の趣旨に照らし、適当なもののみをすべて挙げているのはどれか。

- ア. 裁判所は、具体的事件を離れて抽象的に法律、命令等の合憲性を判断する権限を有していない。
- イ. 憲法81条の文言上、違憲審査権を行使できるのは最高裁判所に限定されているから、下級裁判所は、違憲審査権を行使することができない。
- ウ. 最高裁判所が、ある法律について一度憲法に違反しないと判示した場合、その法律は、その後、改正されない限り、違憲となることはない。
- エ. 直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為は、たとえそれが法律上の争訟となり、有効無効の判断が法律上可能な場合であっても、違憲審査の対象とならない。
- オ. 条約は、憲法81条の列挙事項から除外されているので、違憲審査の対象とならない。

1. ア・エ・オ    2. ウ・エ・オ    3. ア・イ    4. ア・エ    5. イ・ウ

(平成21年度裁判所事務官採用試験)